

第24回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議

日 時：令和7年3月6日（木）午後6時30分～午後8時
場 所：鹿児島市医師会館 3階 大会議室

会 次 第

1 開会

2 協議事項

(1) 令和6年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関の選定について
【資料1】

(2) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取扱について
【資料2】

(3) 在宅医療について
【資料3】

3 報告事項

(1) 非稼働病棟等に対する対応について
【資料4】

(2) 「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」について
【資料5】

4 その他
【資料6】

5 閉会

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議 委員名簿

(委嘱期間:令和9年3月31日まで)

	所 属	職 名	氏 名	専門部会				出欠予定	備考
				部会長等	高度急性期・急性期	回復期	慢性期・在宅医療		
1	鹿児島市医師会	会 長	上ノ町 仁	部会長 ○		○		○	
2	いちき串木野市医師会	副 会 長	花牟禮 康生	○	副部会長 ○			○	
3	日置市医師会	会 長	柳 田 敏 孝			○		×	
4	鹿児島市歯科医師会	会 長	平 田 哲 也			○		×	
5	鹿児島市薬剤師会	会 長	谷 口 欣 平				○	○	
6	鹿児島県看護協会	副 会 長	渡 邊 和 代		○			○	
7	鹿児島市立病院	病 院 長	坪 内 博 仁	○	○			○	
8	鹿児島市医師会病院	病 院 長	大 迫 政 彦		○			○	
9	鹿児島大学病院	病 院 長	坂 本 泰 二	○	○			○ (代理)	(代理)副病院長 大塚 隆生
10	鹿児島市医師会	副 会 長	長 友 医 継	○			部会長 ○	○	
11	鹿児島市医師会	理 事	帆 北 修 一		○			○	
12	鹿児島市医師会	理 事	大 勝 秀 樹	○		部会長 ○		○	
13	鹿児島市医師会	理 事	川 上 雅 之	○	部会長 ○			○	
14	鹿児島市医師会	理 事	福 元 和 彦				○	○	
15	いちき串木野市医師会	理 事	金 子 公 一				○	○	
16	いちき串木野市医師会立 脳神経外科センター	院 長	石 丸 浩 一			○		○	
17	日置市医師会	副 会 長	椎 野 年 治	○	○			○	
18	日置市医師会	理 事	齊 藤 稔				副部会長 ○	○	
19	鹿児島県介護支援 専門員協議会鹿児島支部	副 会 長	阿 久 根 平				○	×	
20	鹿児島市老人福祉施設協議会	会 長	梅 津 百 合 子				○	○	
21	鹿児島県保険者協議会	代 表	北 原 陽 子		○			○	
22	鹿児島市	すこやか長寿部長	柳 田 ひ ろ み			○		○	
23	日置市	健康保険課長	宇 都 敏				○	○	
24	いちき串木野市	健康増進課長	久 保 さ お り			副部会長 ○		○	
25	三島村	民生課長	日 高 真 吾			○		○	
26	十島村	住民課長	安 藤 巧				○	○	
27	鹿児島市保健所	所 長	新 小 田 雄 一		○			○	
28	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部	部 長	竹 井 浩 子	○			○	○	
総 計				9名	10名	8名	10名	25名	

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号，以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき，鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため，鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について検討する。

- (1) 鹿児島保健医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は，委員30人以内で組織する。

2 委員は，法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから鹿児島地域振興局長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は，3年以内とする。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。
- 4 委員は，再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き，委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は，会務を総理し，調整会議を代表する。
- 3 副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は，議長が招集する。

- 2 調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は，調整会議の議事を整理する。

(専門部会)

第7条 調整会議に，専門的な事項について調査研究するため，必要な専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は，議長がこれを招集する。
- 3 第4条，第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は，専門部会について準

用する。この場合において、これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 専門部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年12月12日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議専門部会運営要領

(目的)

第1条 鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）設置要綱第7条の規定に基づき、鹿児島保健医療圏地域医療構想専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 専門部会は、次の事項について検討する。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (3) その他の地域医療構想の推進に関する事項

(組織)

第3条 専門部会は、次の4つとする。

- (1) 高度急性期及び急性期専門部会
 - (2) 回復期専門部会
 - (3) 慢性期及び在宅医療専門部会
 - (4) 部会長等会議
- 2 各専門部会は、部会員10人以内で組織する。
- 3 部会員は、調整会議委員の中から調整会議議長が指名する。ただし、部会長等会議の部会員は、調整会議議長・副議長、他の専門部会の部会長及びその他調整会議議長が指名する委員とする。
- 4 必要に応じ、調整会議議長が必要と認めた者の出席を認めることができる。

(部会長及び副部会長)

- 第4条 各専門部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選によりこれを定める。ただし、部会長等会議については、調整会議の議長を部会長、副議長を副部会長とする。
- 2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 専門部会は、調整会議議長がこれを招集する。
- 2 専門部会部会長（部会長等会議部会長を除く）は、専門部会を開催後、その結果を部会長等会議に報告するものとする。
- 3 部会長等会議部会長は、部会長等会議開催後、その結果を調整会議に報告するものとする。

(報償費及び旅費)

第6条 部会員（代理出席者を含む。）には、「報償費」及び「普通旅費」を支給しない。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は部会長が専門部会に諮って定める。

附則

この要領は、平成29年6月19日から施行する。

この要領は、令和元年10月16日から施行する。

この要領は、令和4年1月27日から施行する。

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況（調整会議関係）

（令和５年度）

開催日時・場所	会議名	協議内容等
令和５年６月２０日（火） （書面開催）	第９回回復期専門部会	(1) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関について
令和５年６月２０日（火） （書面開催）	第８回慢性期及び在宅医療専門部会	(1) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関について
令和５年７月４日（火） 18:30～20:00 鹿児島市医師会館	第１１回部会長等会議	(1) 外来機能報告における紹介受診重点医療機関について (2) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関について (3) 鹿児島保健医療圏における調整会議の進め方について (4) 医療機関における具体的対応方針の策定について (5) 非稼働病棟の再開について (6) 外来医療計画の見直しについて
令和５年８月４日（金） 18:30～20:00 鹿児島市医師会館	第２０回調整会議 （令和５年度第１回）	(1) 外来機能報告における紹介受診重点医療機関について (2) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関について (3) 鹿児島保健医療圏における調整会議の進め方について (4) 医療機関における具体的対応方針の策定について (5) 非稼働病棟の再開について (6) 外来医療計画の見直しについて (7) 第１１回部会長等会議における委員意見について
令和５年１０月１１日（水） （書面開催）	第１０回回復期専門部会	(1) 地域医療介護総合確保基金（病床の機能分化・連携支援事業）の活用希望について (2) 非稼働病棟の再開について
令和５年１０月１７日（火） 18:00～19:50 鹿児島市医師会館	第１２回高度急性期及び急性期専門部会	(1) 地域医療介護総合確保基金（病床の機能分化・連携支援事業）の活用希望について (2) 地域医療介護総合確保基金（病床機能再編支援事業）の活用希望について (3) 公立病院経営強化プランについて
令和５年１０月１７日（火） 20:00～21:20 鹿児島市医師会館	第１２回部会長等会議	(1) 地域医療介護総合確保基金（病床の機能分化・連携支援事業）の活用希望について (2) 地域医療介護総合確保基金（病床機能再編支援事業）の活用希望について (3) 公立病院経営強化プランについて (4) 令和４年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関について (5) 全医療機関における具体的対応方針の策定について (6) 非稼働病棟の再開について
令和５年１０月２３日（月） 18:30～20:30 鹿児島市医師会館	第２１回調整会議 （令和５年度第２回）	(1) 地域医療介護総合確保基金（病床の機能分化・連携支援事業）の活用希望について (2) 地域医療介護総合確保基金（病床機能再編支援事業）の活用希望について (3) 公立病院経営強化プランの策定について (4) 令和４年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関について (5) 全医療機関における具体的対応方針の策定について (6) 第８次保健医療計画及び第９期介護保険事業（支援）計画の整合性確保について (7) 非稼働病棟の再開について

開催日時・場所	会議名	協議内容等
令和5年12月13日（水） （書面開催）	第11回回復期専門部会	(1) 全医療機関における具体的対応方針の策定に関する説明を求めることについて
令和5年12月13日（水） （書面開催）	第9回慢性期及び在宅医療専門部会	(1) 全医療機関における具体的対応方針の策定に関する説明を求めることについて
令和5年12月21日（木） （書面開催）	第13回高度急性期及び急性期専門部会	(1) 全医療機関における具体的対応方針の策定に関する説明を求めることについて
令和6年1月17日（水） 18:30～19:00 鹿児島市医師会館	第12回回復期専門部会	(1) 病床の医療機能を変更予定・変更済みの医療機関について (2) 全医療機関における具体的対応方針の策定について (3) 病床機能報告の結果について
令和6年1月17日（水） 19:45～20:30 鹿児島市医師会館	第10回慢性期及び在宅医療専門部会	(1) 病床の医療機能を変更予定・変更済みの医療機関について (2) 全医療機関における具体的対応方針の策定について (3) 病床機能報告の結果について
令和6年2月6日（火） 18:00～19:20 鹿児島市医師会館	第14回高度急性期及び急性期専門部会	(1) 全医療機関における具体的対応方針の策定について (2) 病床機能報告の結果及び非加藤病棟に関する取扱について (3) 病床機能報告と定量的基準との照合結果について (4) 令和5年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関について
令和6年2月6日（火） 19:30～20:30 鹿児島市医師会館	第13回部会長等会議	(1) 病床の医療機能を変更予定・変更済みの医療機関について (2) 全医療機関における具体的対応方針の策定について (3) 病床機能報告の結果及び非稼働病棟に関する取扱について (4) 病床機能報告と定量的基準との照合結果について (5) 令和5年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関について
令和6年2月8日（木） 18:30～20:00 鹿児島市医師会館	第22回調整会議 (令和5年度第3回)	(1) 病床の医療機能を変更予定・変更済みの医療機関について (2) 全医療機関における具体的対応方針の策定について (3) 病床機能報告の結果及び非稼働病棟に関する取扱について (4) 病床機能報告と定量的基準との照合結果について (5) 外来機能報告における紹介受診重点医療機関について

(令和 6 年度)

開催日時・場所	会議名	協議内容等
令和 6 年 11 月 6 日 (水) 18:00~19:00 鹿児島市医師会館	第 13 回回復期専門部会	(1) 地域医療介護総合確保基金補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の活用希望について (2) 病床機能報告と定量的基準との照合結果について (3) 各医療機関の具体的な対応方針策定について (4) 非稼働病床を有する医療機関の動向調査について
令和 6 年 11 月 6 日 (水) 19:15~21:00 鹿児島市医師会館	第 15 回高度急性期及び急性期専門部会	(1) 地域医療介護総合確保基金補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の活用希望について (2) 地域医療介護総合確保基金補助金(病床機能再編支援事業)の活用希望について (3) 病床機能報告と定量的基準との照合結果について (4) 各医療機関の具体的な対応方針策定について (5) 非稼働病床を有する医療機関の動向調査について
令和 6 年 11 月 11 日 (月) (書面開催)	第 11 回慢性期及び在宅医療専門部会	(1) 地域医療介護総合確保基金補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の活用希望について (2) 非稼働病床を有する医療機関の動向調査について
令和 6 年 11 月 28 日 (木) 18:00~19:00 県庁会議室 2-保-1	第 14 回部会長等会議	(1) 地域医療介護総合確保基金補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の活用希望について (2) 地域医療介護総合確保基金補助金(病床機能再編支援事業)の活用希望について (3) 病床機能報告と定量的基準との照合結果について (4) 各医療機関の具体的な対応方針策定について (5) 非稼働病床を有する医療機関の動向調査について
令和 6 年 11 月 28 日 (木) 19:15~20:45 県庁 2 階講堂	第 23 回調整会議 (令和 6 年度第 1 回)	(1) 地域医療介護総合確保基金補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の活用希望について (2) 地域医療介護総合確保基金補助金(病床機能再編支援事業)の活用希望について (3) 病床機能報告と定量的基準との照合結果について (4) 各医療機関の具体的な対応方針策定について (5) 非稼働病床を有する医療機関の動向調査について
令和 7 年 2 月 12 日 (水) 18:30~20:00 カクイックス交流センター	第 14 回回復期専門部会、第 12 回慢性期及び在宅医療専門部会 (合同開催)	(1) 非稼働病床等に対する対応について (2) 「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」について (3) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取組について (4) 在宅医療について
令和 7 年 2 月 19 日 (水) 18:30~19:15 カクイックス交流センター	第 16 回高度急性期及び急性期専門部会	(1) 令和 6 年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関の選定について (2) 非稼働病床等に対する対応について (3) 「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」について
令和 7 年 2 月 19 日 (水) 19:30~20:30 カクイックス交流センター	第 15 回部会長等会議	(1) 令和 6 年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関の選定について (2) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取組について (3) 在宅医療について (4) 非稼働病床等に対する対応について (5) 「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」について
令和 7 年 3 月 6 日 (木) 18:30~20:00 鹿児島市医師会館	第 24 回調整会議 (令和 6 年度第 2 回)	(1) 令和 6 年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関の選定について (2) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取組について (3) 在宅医療について (4) 非稼働病床等に対する対応について (5) 「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」について

県地域医療構想における鹿児島保健医療圏に係る構想内容の概要

(平成 28 年 11 月策定 鹿児島県地域医療構想)

(1) 2025 年における病床の必要量 (必要病床数)

構 想 区 域	医 療 機 能	2015 年 現在	2025 年の病床 の必要量(床) (高度急性期・急性期 → 医療機関所在地 ベース, 回復期・慢性期 → 患者所在地ベース)	構 想 区 域	医 療 機 能	2015 年 現在	2025 年の病床 の必要量(床) (高度急性期・急性期 → 医療機関所在地 ベース, 回復期・慢性期 → 患者所在地ベース)
		既存 病床数 (床)				既存 病床数 (床)	
鹿 児 島	高 度 急性期	1,392	982	県 計	高 度 急性期	1,478	1,540
	急性期	5,122	2,778		急性期	12,174	5,534
	回復期	1,463	2,880		回復期	3,769	7,048
	慢性期	3,121	2,244 (1,898)		慢性期	8,457	5,822 (4,568)
	休 棟 等	346	—		休 棟 等	882	—
	計	11,444	8,884		計	26,760	19,944

※既存病床数は平成 27 年病床機能報告による数値。(厚労省推計ツールにより作成)

※ () …慢性期はパターン C で算定 (熊本除く)。2030 年の病床の必要量。

(2) 在宅医療等需要 (鹿児島保健医療圏)

(人/日)

2013 年の在宅医療等の提供量	2025 年の在宅医療等の必要量
8,006	11,097

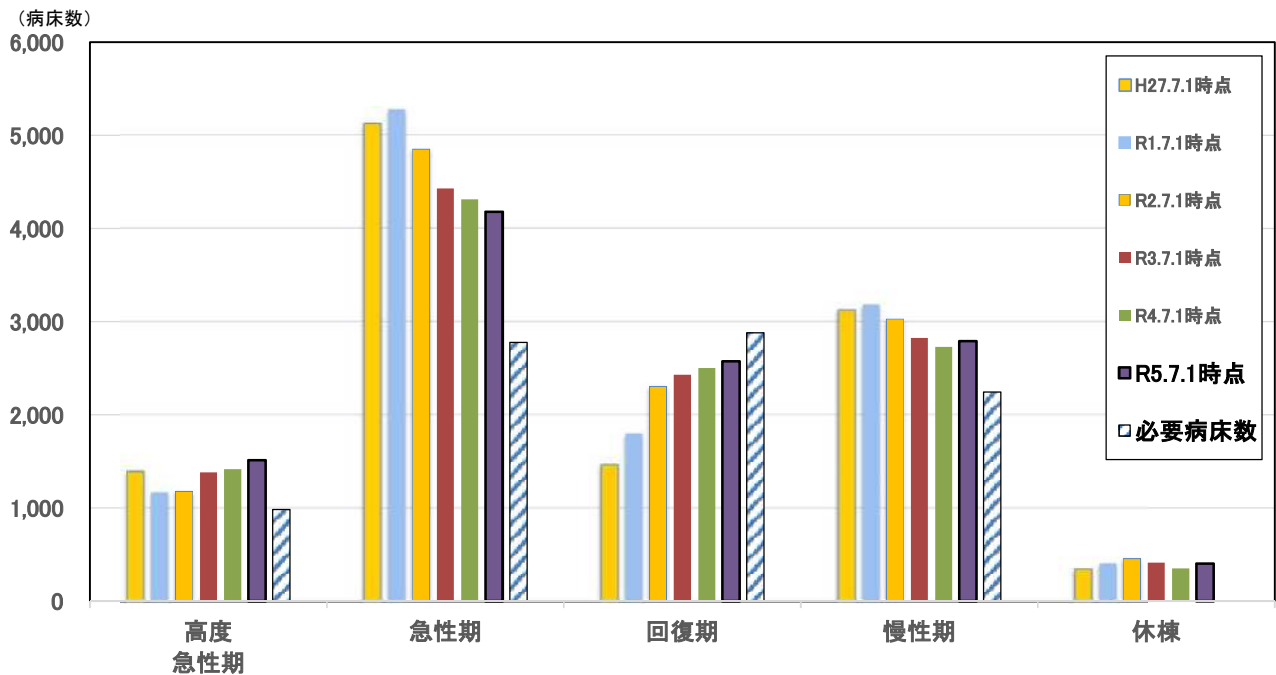
患者所在地ベース (但し, 2013 年は医療機関所在地ベース)

(3) 課題

- ・ 他医療圏からの流入患者が多く, 特に今後も増加が見込まれるがん, 循環器消化器等の疾患については, 更なる医療機能の充実を図るとともに, それぞれの分野における中核医療機関を中心に, 機能分化及び連携を進めていく必要がある。
- ・ 各医療機関の役割分担及び連携のあり方を明確化し, 不足する回復機能の充足を図る必要がある。
- ・ 無医地区等においては, へき地医療拠点病院からの医師の派遣等による医師の確保, 遠隔医療システムの利用促進, 救急医療体制の確保・充実を図る必要がある。
- ・ 市村を中心とした地域包括ケアシステムの構築を推進する中であって, 今後, 増加が見込まれる在宅医療の需要に対応するため, 訪問診療や訪問看護等の充実とあわせ, 国が検討を進めている医療機能を内包した施設系サービス等, 新たな選択肢を含めた医療・介護基盤の整備など, 在宅医療提供体制を充実させることが求められる。

(参考)

鹿児島保健医療圏における医療機能ごとの病床の状況



	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	計	備考
H27.7.1時点	1,392	5,122	1,463	3,121	346	11,444	医療機関の報告値(確定値)
H28.7.1時点	1,372	5,430	1,585	3,408	387	12,182	医療機関の報告値(確定値)
H29.7.1時点	1,346	5,454	1,706	3,270	350	12,126	医療機関の報告値(確定値)
H30.7.1時点	1,282	5,439	1,873	3,281	501	12,376	医療機関の報告値(確定値)
R1.7.1時点	1,171	5,270	1,799	3,182	411	11,833	独自集計値※1
R2.7.1時点	1,179	4,850	2,304	3,029	458	11,820	医療機関の報告値(確定値)※2
R3.7.1時点	1,383	4,430	2,431	2,826	415	11,485	医療機関の報告値を元に協議後の数値※3 (第19回調整会議(R5.3.30))
R4.7.1時点	1,415	4,314	2,503	2,730	352	11,314	医療機関の報告値を元に協議後の数値※3 (第22回調整会議(R6.2.8))
R5.7.1時点	1,514	4,181	2,574	2,791	402	11,462	医療機関の報告値を元に協議後の数値※3 (第23回調整会議(R6.11.28))
必要病床数	982	2,778	2,880	2,244	0	8,884	

令和元年度報告分から調整会議で協議している。

※1 国からの医療機関の報告値(確定値)の提供が遅れていたため、速報値を事務局独自で集計。

※2 国からの医療機関の報告値(確定値)の提供が遅れたこと、新型コロナウイルス対応等により未協議。

※3 県全体で、定量的基準と異なる報告をした医療機関について、各地域の調整会議において協議。